

掛川市規則第17号

掛川市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成28年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

掛川市児童福祉法施行細則（平成17年掛川市規則第79号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考4中「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項」に改め、同表備考5(2)を次のように改める。

- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項

別表第4を次のように改める。

別表第4（第18条関係）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収額（月額）			
			0歳児	1歳児又は2歳児	3歳児	4歳児又は5歳児
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）、中国残留邦人等支援法による支援給付受給世帯又は入所児童の保護者が法第6条の4第1項に規定する里親である世帯	標準時間	0円	0円	0円	0円
		短時間	0円	0円	0円	0円
第2	市民税非課税世帯（第1階層を除く。）	標準時間	3,000円	3,000円	2,000円	2,000円
		短時間	3,000円	3,000円	2,000円	2,000円
第3	市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額のない世帯（第1階層を除く。）	標準時間	9,000円	8,000円	6,000円	6,000円
		短時間	8,900円	7,900円	5,900円	5,900円
第4	市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額が右の区分に該当する世帯（第1階層を除く。）	16,200円未満 標準時間	11,000円	10,000円	8,000円	8,000円
		短時間	10,900円	9,900円	7,900円	7,900円
第5	16,200円以上 32,400円未満	標準時間	12,000円	11,000円	9,000円	9,000円
		短時間	11,800円	10,900円	8,900円	8,900円
第6	32,400円以上 48,600円未満	標準時間	13,000円	12,000円	9,500円	9,500円
		短時間	12,800円	11,800円	9,400円	9,400円
第7	48,600円以上 77,100円未満	標準時間	19,000円	17,000円	14,000円	13,000円
		短時間	18,700円	16,800円	13,800円	12,800円
第8	77,100円以上 97,000円未満	標準時間	22,000円	20,000円	16,000円	15,000円
		短時間	21,700円	19,700円	15,800円	14,800円
第9	97,000円以上 121,000円未満	標準時間	31,000円	28,000円	22,000円	19,000円
		短時間	30,500円	27,600円	21,700円	18,700円
第10	121,000円以上 145,000円未満	標準時間	35,000円	32,000円	25,000円	22,000円
		短時間	34,500円	31,500円	24,600円	21,700円
第11	145,000円以上 169,000円未満	標準時間	37,000円	34,000円	25,000円	22,000円
		短時間	36,400円	33,500円	24,600円	21,700円
第12	169,000円以上 190,000円未満	標準時間	44,000円	40,000円	29,000円	25,000円
		短時間	43,300円	39,400円	28,600円	24,600円

第13	190,000円以上 211,200円未満	標準時間	46,000円	42,000円	29,000円	25,000円
		短時間	45,300円	41,300円	28,600円	24,600円
第14	211,200円以上 235,000円未満	標準時間	48,000円	44,000円	31,000円	26,000円
		短時間	47,200円	43,300円	30,500円	25,600円
第15	235,000円以上 268,000円未満	標準時間	53,000円	48,000円	31,000円	26,000円
		短時間	52,100円	47,200円	30,500円	25,600円
第16	268,000円以上 301,000円未満	標準時間	57,000円	52,000円	31,000円	26,000円
		短時間	56,100円	51,200円	30,500円	25,600円
第17	301,000円以上 333,000円未満	標準時間	61,000円	55,000円	35,000円	28,000円
		短時間	60,000円	54,100円	34,500円	27,600円
第18	333,000円以上 365,000円未満	標準時間	64,000円	58,000円	35,000円	28,000円
		短時間	63,000円	57,100円	34,500円	27,600円
第19	365,000円以上 397,000円未満	標準時間	67,000円	61,000円	35,000円	28,000円
		短時間	65,900円	60,000円	34,500円	27,600円
第20	397,000円以上	標準時間	70,000円	64,000円	37,000円	30,000円
		短時間	68,900円	63,000円	36,400円	29,500円

備考

- 1 別表第1備考4の規定は、この表における徴収額の計算について準用する。
- 2 この表において「標準時間」とは、最長11時間の利用時間をいい、「短時間」とは、最長8時間の利用時間をいう。
- 3 徴収額は、当該年度（4月から8月までの分については、前年度）の市民税の額から算定するものとする。
- 4 入所児童の属する世帯が次に掲げる世帯のいずれかに該当し、かつ、次の表の階層区分の欄に掲げる階層に認定された場合における徴収額は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次の表の徴収金額の欄に定める額とする。
 - (1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に入所児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

階層区分		徴収金額			
		0歳児	1歳児又は2歳児	3歳児	4歳児又は5歳児
第2	標準時間	0円	0円	0円	0円
	短時間	0円	0円	0円	0円
第3	標準時間	7,000円	6,000円	4,000円	4,000円
	短時間	6,900円	5,900円	4,000円	4,000円
第4	標準時間	9,000円	8,000円	6,000円	6,000円
	短時間	8,900円	7,900円	5,900円	5,900円
第5	標準時間	10,000円	9,000円	7,000円	7,000円
	短時間	9,900円	8,900円	6,900円	6,900円
第6	標準時間	11,000円	10,000円	8,000円	8,000円
	短時間	10,900円	9,900円	7,900円	7,900円

5 第1階層以外の世帯であって、入所児童が2人以上ある場合又は入所児童以外に幼稚園等（次に掲げる施設をいう。以下同じ。）に通い、若しくは児童発達支援（法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）若しくは医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）を利用する児童がある場合における当該入所児童に係る徴収額は、次の表の左欄に掲げる児童のうち入所児童について、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄により計算して得た額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。この場合に

において、入所児童の属する世帯が4に掲げる世帯に該当する場合における第2階層から第6階層までに係る徴収額の計算については、同表の右欄中「徴収額の月額」とあるのは、「4により算定した当該階層の徴収額の月額」とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第7条第1項に規定する認定こども園
- (3) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部
- (4) 法第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部

ア 入所児童又は幼稚園等に通り、若しくは児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用する児童（以下「入所児童等」という。）のうち、その出生の最も早いもの	徴収額の月額に100分の100を乗じて得た額
イ ア以外の入所児童等のうち、その出生の最も早いもの	徴収額の月額に100分の50を乗じて得た額
ウ 上記以外の入所児童等	0円

6 月の途中の入所又は退所をした場合における徴収額は、次のとおりとする。

- (1) 月の途中における入所の場合 徴収額の月額に入所日から当該入所日の属する月の月末までにおける開所日数（25日を超える場合は25日）を乗じて得た額を25で除して得た額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。次号において同じ。）
- (2) 月の途中における退所の場合 徴収額の月額に退所日の前日までの開所日数（25日を超える場合は25日）を乗じて得た額を25で除して得た額

様式第1号（表面）中

申請者	フリガナ 氏名		生 年 月 日	
			年 月 日	
フリガナ 支給申請に係 る児童氏名	居住地	〒	電話番号	
			生 年 月 日	続 柄
			年 月 日	

を

申請者	フリガナ 氏名		生 年 月 日	
		個人番号	年 月 日	
フリガナ 支給申請に係 る児童氏名	居住地	〒	電話番号	
			生 年 月 日	続 柄
		個人番号	年 月 日	

に改める。

様式第2号及び様式第4号中「60日以内」を「3月以内」に改める。

様式第5号中

申請者	フリガナ 氏名		生 年 月 日	年 月 日
			受給者証番号	
フリガナ 給付決定に係 る児童氏名	居住地	〒	電話番号	
			生 年 月 日	年 月 日
			続 柄	

を

申請者	フリガナ 氏名		生 年 月 日	年 月 日
		個人番号	受給者証番号	
フリガナ 給付決定に係 る児童氏名	居住地	〒	電話番号	
			生 年 月 日	年 月 日
		個人番号	続 柄	

に改める。

様式第6号中「60日以内」を「3月以内」に改める。

様式第7号（表面）中

申請者	フリガナ		生 年 月 日
	氏 名		年 月 日
申請者	居 住 地	〒	電話番号
	フリガナ		生 年 月 日
支給申請に係る児童氏名			続 柄
			年 月 日

を

申請者	フリガナ		生 年 月 日
	氏 名	個人番号	年 月 日
申請者	居 住 地	〒	電話番号
	フリガナ		生 年 月 日
支給申請に係る児童氏名		個人番号	続 柄
			年 月 日

に改める。

様式第8号及び様式第9号中「60日以内」を「3月以内」に改める。

様式第10号中

届出者	フリガナ		生 年 月 日	年 月 日
	氏 名		受給者証番号	
届出者	居 住 地	〒	電話番号	
	フリガナ		生 年 月 日	年 月 日
給付決定に係る児童氏名			続 柄	

を

届出者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名	個人番号	受給者証番号	
	居住地	〒		
給付決定に係る児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
		個人番号	続柄	

に改める。

様式第11号中

給付決定保護者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名	個人番号	受給者証番号	
	居住地	〒		
給付決定に係る児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
		個人番号	続柄	

を

給付決定保護者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名	個人番号	受給者証番号	
	居住地	〒		
給付決定に係る児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
		個人番号	続柄	

に改める。

様式第12号及び様式第14号中「60日以内」を「3月以内」に改める。

様式第16号中

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名		受給者証番号	
	居住地	〒	電話番号	
給付決定に係る児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
			続柄	

を

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名	個人番号	受給者証番号	
	居住地	〒	電話番号	
給付決定に係る児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
		個人番号	続柄	

に改める。

様式第17号中「60日以内」を「3月以内」に改める。

様式第18号中

申請者	フリガナ		生年月日	
	氏名		年 月 日	
	居住地	〒	電話番号	
申請に係る児童氏名	フリガナ		続柄	生年月日
				年 月 日

を

申請者	フリガナ		生 年 月 日
	氏 名	個人番号	年 月 日
	居 住 地	〒 電話番号	
	フリガナ	続柄	生 年 月 日
	申請に係る児童氏名	個人番号	年 月 日

に改める。

様式第19号及び様式第20号中「60日以内」を「3月以内」に改める。

様式第21号、様式第23号及び様式第25号中「60日以内」を「3月以内」に、「に対する決定」を「に対する裁決」に改める。

様式第27号中

区分	(ふりがな) 氏 名	妊産婦と の続柄	生年月日	性 別	職 業	課税の有無		その他
						本年度 分市町 村民税	前年分 所得税	
妊産婦の 世帯員		本 人				有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	
生活保護の状況		適用なし・適用あり (年 月 日保護開始)						
社会保険 の加入状 況	加 入 の 有 無	有 ・ 無		保 険 の 種 類				
	出産育児一時金等の額			被 保 険 者 名				
	被 保 険 者 記 号			被 保 険 者 番 号				

を

区分	(ふりがな) 氏名	妊産婦との続柄	生年月日	性別	職業	課税の有無		その他
						本年度分市町村民税	前年分所得税	
妊産婦の世帯員		本人		女		有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	
生活保護の状況		適用なし・適用あり（ 年 月 日保護開始）						
妊産婦の個人番号								
社会保険の加入状況	加入の有無	有・無	保険者名		保険者番号			
	記号・番号				出産育児一時金等の額	円		

に改める。

様式第28号及び様式第30号中「60日以内」を「3月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「当該異議申立てに対する決定」を「当該審査請求に対する裁決」に改める。

様式第32号を次のように改める。

母子生活支援施設入所申込書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住 所
妊産婦
氏 名 ⑩

母子生活支援施設への入所につき、次のとおり申し込みます。

入所を希望する母子生活支援施設名	第1希望	
	第2希望	
母子保護の実施を希望する理由		
母子保護の実施を希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで	

入所を希望する家庭の状況

区分	(ふりがな) 氏 名	続柄	生 年 月 日	性別	職業又は就学の状況等	個人番号
世 帯 員		本人				
				男・女		
				男・女		
				男・女		
生活保護の状況	適用なし・適用あり（ 年 月 日保護開始）					

（注）

- 1 課税証明書その他徴収額決定のために必要な書類を添付してください。
- 2 母子保護の実施を希望する理由の欄は、具体的な状況を記入してください。
- 3 世帯員の欄は、入所を希望する保護者及びその監護する児童の全員について記入してください。

様式第33号、様式第35号及び様式第37号中「60日以内」を「3月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「当該異議申立てに対する決定」を「当該審査請求に対する裁決」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

